

# Best Active Learning Community 会則

## 第1章 総則

第1条（名称） 本コミュニティは「Best Active Learning Community(省略表記 BAL. com、以下バルコム)」と称する。

第2条（目的） 本会の目的は、次の通りとする。

本会は、質の高い研修を実施する専門家を養成し、プロフェッショナル・トレーナーとして、インストラクションの専門家の社会的認知を高めることを目的とする。

第3条（活動） 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) インストラクション技術及び情報技術に関する教育、研修、調査、研究、書籍の出版、コンテンツの製作
- (2) 公式ウェブサイトの構築
- (3) セミナー、研修会、講演会の企画、運営

## 第2章 会員

第4条（入会） 本会への入会を希望する者は、本会則に同意して所定の入会申込書を提出し、年会費を期日までに所定の方法により納入して会員となる。新規入会に際しては既存の会員の紹介者（1名）が必要となるが、一般社団法人 MOT コミュニティの会員はその必要はない。

年会費：12,000円（途中入会は月割とする）

法人は30,000円で3名分の会費とすることができる。追加は1名10,000円。

第5条（禁止事項） 会員は本会の活動において、次の行為を例示として、許容範囲を逸脱した行為を行ってはならない。

- (1) 法律、政令またはこれに準ずる規則に反する行為
- (2) その他本会または会員に有害、不利益と理事会が判断し、禁止または是正を要請した行為

第6条（退会） 会員は、所定の退会届を提出し何時でも退会できる。ただし、納入した会費は返却しない。

2 次のいずれかに該当する会員は会員資格を喪失する

- (1) 個人の死亡
- (2) 会費の納入期限の1か月後までに、会費を全額納入しなかった場合
- (3) 除名された場合
- (4) 本会が解散した場合

第7条（除名） 当会の会員が、当会の名誉を毀損し、若しくは当会の目的に反するような行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、理事の3分の2

以上の決議により、その会員を除名することができる。

2 退会する場合、本会に対していかなる金銭上の請求もできない。

### 第3章 理事会

第8条（定数） 本会には、3名以上、15名以下の理事をおく。

第9条（理事会の職務と義務） 理事会は、会則の定めに従うものの他、本会の運営に関する重要な事項を決定する。

### 第4章 理事の選任と解任

第10条（選任） 理事会で推薦された者に対する信任の形をもって行われる。

2 選任は、会員の投票数の2分の1以上の多数をもって行なう。

第11条（解任） 理事会は、過半数の決議で、その他の理事を解任できる。

第12条（後任） 理事に欠員を生じた場合には、前任者の残余の任期について、理事会は理事の過半数の決議をもって、後任を任命できる。

### 第5章 事務局

第13条（事務局） 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局は会計の管理、会員の入退会および登録情報の修正処理、問合せ対応、理事会の招集案内等の業務を統括する。

3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会で検討する。

4 事務局は予算内で理事会の承認により外部へ作業委託を行うことができる。但し、委託作業も含めて作業の管理責任は事務局長および担当理事が負う。

### 第6章 資産及び会計

第14条（資産の構成） 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 年会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第15条（会計年度） 本会の会計年度は毎年7月1日に始まり6月30日に終わる。

第16条（事業報告） 本会の年次活動報告書は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に会員に公開する。

2 剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

以上